

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第十号

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合費賦課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地処分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出政策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とするに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に関する請願

(第十七號)

- 主食需給計畫の根本的改革に関する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第七十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第七十七號)
- 農業技術者給與國庫負擔とするに關する陳情(第八十號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第八十四號)
- 愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とするに關する陳情(第八十九號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十一號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第一百二號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百五號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第一百十六號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百十九號)
- 飼料配給公團法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案の制定に伴う農業團體の整備等に關する法律案(内閣送付)

(百七十六號)

- 函館管林局の管轄區域變更に関する請願(第五十四號)
- 農用人參試驗場設備に関する請願(第六十六號)
- 米價改訂に関する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に関する陳情(第二百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に関する陳情(第二百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百三十三號)
- 開拓者資金融通に関する陳情(第二百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に関する陳情(第四百二十九號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四百五十號)
- 運配主食の價格に関する陳情(第四百五十二號)
- 農產種苗法案(内閣提出)
- 岩手縣下の三農業用水改良事業を國營とするに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道でん菜糖業の保護政策確立に關する請願(第一百二號)
- 薪炭の價格に關する陳情(第一百六十二號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百六十三號)
- 食料品配給公團法に関する陳情(第

百七十六號)

- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第一百八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第一百八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第一百九十二號)
- 市營競馬の施行に関する陳情(第二百二號)
- 北海道開拓事業に関する陳情(第二百七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に関する陳情(第二百九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情(第二百三十三號)
- 農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第二百四十號)
- 未墾地の開拓事業に関する陳情(第二百二十二號)

昭和二十二年八月二十三日(土曜日)午後一時三十分開會

本日の會議に付した事件

- 養蠶種苗法案
- 委員長(楠見義男君) それでは只今から委員會を開催いたします。昨日に引續きまして質疑を續けたいたしと思ひます。尚昨日同様豫め御了承を得て置きたいことは、説明員として昨日同様村田特産課長、加藤技官に對しまして發言を許し、又質疑を續けて頂きたいと思ひます。この點御承知を願ひたいと思ひます。
- 寺尾博君 昨日も伺いましたが、もう少し技術的のことを細かいことです

が、ちよつとこの機會に伺つて置きたいと思ひます。この原案の第三條の種苗の包裝に表示すべき事項の第六號の「農林大臣の指定する病害害の有無」という、この農林大臣の指定する病害害は、どういふものをお考になつておりますか。それを一つ伺ひたい。

○説明員(加藤技官) これにつきましては種苗の種類に應じて、それによつてその種苗について、種苗を仲介と書して傳播の處のあるような病害害を指定する考であります。例えば豌豆等に對する豆象蟲でありますとか、林檎の苗木に對する綿蟲とかいうような工合に指定して行きたいと思ひております。

○寺尾博君 その趣旨は勿論結構だと思ひますけれども、これに續いて罰則のところ、虚偽の表示をした場合には「懲役又は一萬圓以下の罰金」ということに關係するわけですが、病氣の種類によつては必ずしもないつもりで、おつても、十分檢定がでない場合、これを拘り定規にやつたらば、わざわざ罪人を作るといふようなことになる虞れがあると思ひます。この運用上餘程そういう點は勿論専門家の方々が考へておられるのですから、ぬかりはないだらうと思ひますけれども、念のためどういふふうな考へ方で、さういふ被害のないようにならうと處理されるか、向一應伺ひたいと思ひます。

○説明員(加藤技官) これにつきましては、この指定する病害害の種類は今仰しやるような問題も考へられますが、

果樹と蔬菜とある。果樹の方は接木や

の只今の御質問につきまして、我々と

しております。

の點は質問ではないので、御注文とし

題に對するお考えはどうか、それから

囑託員というものは、どういふ程度のものを考へておられるのか、大體の説明を承りましたが、結局市町村で、業者のある市町村においては、一名ぐらいの囑託の豫定でありますか、或いは数ヶ村なり數郡を受持つた者に對して囑託されるのか、これ等も取扱の嚴正を期し、この取締の公平を期するといふ點からいふと、相當大きい影響を受けるものだと思います、さういふ點に對してどうか。

それから今一つは、例えば協同組合であるとか、現在でいへば農業會あたりで種苗の生産を事實して、さうして委託採種とか或いは委託栽培とかいふものでやつておる事實が澤山あるものであります。さういふものを成るべく活用する方が、優良種苗普及の點からいふと思ひますが、さういふものに對する取締は、やはり普通の一般業者と同じような取扱をされませんか、それから尙生産者に對しましては嚴重なる、例えば煙草を設けるとか、綿虫の煙草をやるとか、或いは貝殻の煙草をやるというやうな問題に對しては相當設備を私に要するだらうと思ひますが、さういふものも必ずしも持つておるものとはいへないと思ひます。さういふ問題に對しては一方で強制をして來ることになりますから、むしろ或いは共同施設等でさういふ問題をやらしてそれを中心に考へるというこゝとも一つの方法じやないかと思ひます。これは希望を蒙つてお伺ひしたいと思ひます。以上の諸點についてお伺ひいたします。

○説明員(村田朝郎君) 第一の農家が苗を作る場合の問題でありますが、大體今私たちが考へておりますことは苗木の方は別であります。茄子苗、或いはトマト苗、胡瓜苗についての農林大臣の指定は考へていないのであります。その種について嚴密にやつて行きますれば、自然それから出る苗については十分正しいものが得られるといふ考へ方をつておられますので、農家が苗を作つておる場合は當然これは除外されることになるといふふうに考へております。卸の段階を數回經る中間業者の取締の問題であります。お説の通り、外で買つて來るといふことになつて來ると、その信頼といふものは苗を買ふところの店に對する信頼でやるより外にない。従ひまして、これも保護票といふことになりまして、買入れました元のところで附けた保護票を使うといふことにならざるやうであります。ただそれを外からわけの分らんものを持つて來て、良い苗をまぜたといふ處れが途中に出來ると思ひますから、その點は緩衝の備附の面において、取締を嚴重にして行きたいといふことで進んで参りたいと思つております。それから囑託員の問題でありますが、それは大體蔬菜苗木等の仕事について相當の經驗を有する者といふ意味で、囑託員を置いて参りたいと思つております。尙何ヶ村に一名、或いは數郡に一名といふやうな配置の問題は、ところによつて非常に區々になると存じますが、種や苗の非常な生産地といふやうなところには數を澤山配置いたしまし、殆どさういふものの生産のないやうなところには配置しないといふやうな、實情に即した行き方です。行きたいと思つております。

○農林省次官 只今の囑託員の問題では現在では凡そ何人ぐらゐでどのぐらゐの手當を受けるか、どういふ豫定になつておられますか、それも合せて伺ひたい。それから條文には農林大臣といふことになつておられますが府縣の知事に對してはどういふやうな政令でどういふことをお決めになりますか、大體の見通しを承つておきたいと思ひます。報告するといふやうな問題になります。さういふと、府縣知事が認めるが、その検査員といふか、中間の人が認めることになると思ひます。それから、市町村長から府縣へ認めるという方法をうまくとると、ところが書類のトシネルが多過ぎて許可の仕事も少いやうであります。實際この從來の例から見ますと、餘りに條文が繁雜になり過ぎて、監督者である検査員と、府縣の行政或いは府縣の組合或いは農業會等の獎勵の問題と、よく合らないといふやうな問題が出てくると思ひますが、これは希望であります。なるべく地方の府縣知事にも、政令で或る程度の委任をするといふことも考へて頂きたい。窮極するところ技術者の人が取扱ふことになりまして、事務屋のやるやうな事務的のことが不十分になるといふ弊が伴ふのじやないかと思ひます。それは心配であります。さういふ點も十分御考慮願ひたいと思ひます。

○説明員(加藤要君) 實は御質問の囑託員の問題であります。私は御質問の囑託員の問題でありますが、私のほうにいたしましては、當初種苗取締に對しましては、相當充實した考へを持ち、又將來については左様にして参りたいと思ひます。けれども、本年大蔵省の査定を受けまして今議會に提出しております豫算をいたしましては、極めて少數であります。只今のところ前にも御説明申し上げましたように種苗検査所が本府縣には一府縣あたり一人ずつの地方駐在員があるだけでありまして、その中に縣によりましては二級官が三縣だけ置かれる。その次の程度の縣でありまして三級技官が二十三縣一人ずつ、残り三縣に對しまして一人ずつの臨時囑託が二十縣置かれるといふのに過ぎないものであります。今のところまだ一府縣單位の人員しかないのであります。將來は只今課長も申上げましたやうに、生産縣或いは大きな消費縣に對しては、相當充實して参りたいと思ひます。併しこれに對しましては十分人員をいたしまして、適當な者を囑託いたしまして、その間、取締上の連絡基準を設けてまして、離隔のないようにしたいと思つておられます。

只今のお話で本法に農林大臣が定めらるやうに示されておる事項につきましては、先ず第二條の農林大臣に屈けるといふことでありますけれども、これにつきましては、恐らく市町村長に屈けられたものが、各地方長官に報告されることになると考へるのであります。大體そこですべてのことが足りるやうにされなければならぬと思ひます。これはあとの三條以下の取締に至つては、必要なことでありますから、農林省の検査官吏として各縣に駐在しますところの者が、縣と十分に連絡をとりましてそれ／＼その取締の實施に當るやうになると考へます。この四條乃至六條にそれ／＼農林大臣が、或いは検査官吏をして觀察せしめるところの事項を規定してございますけれども、これによりまして、すべてその駐在の検査官吏が實施することになるのであります。これは只今の御注意のあつたやうに、いずれも地方の府縣と十分な連絡をとつてしなければならぬことでありまして、地方に對しまするいろいろの指導上のことにつきましても縣のそれ／＼の係と密接な連絡をとりまして、差當りはわずか一年にしか過ぎませんけれども、これが縣のそれ／＼の係官と十分連絡をとつてしなければならぬと思ひます。その他本法の定めておりますこと、特に農林大臣が定める事項につきまして、地方長官にその權限を委任することについては特別に必要とする部分がないやうに考へております。

○平沼彌太郎君 この法案を見ますと、既に政府又は地方の團體が實行していることを總めて、さうして統制を法案化した程度のもので、少し消極的な感じがしますけれども、まあ不良種苗業者の取締といふことも結構であります。ただ一つお伺ひします。この外に桑苗とか茶の木、その他山林にあ

つては桐、杉、檜、その他國産用の苗木に對しては皆産業に重大な關係を持つてゐるのですが、現在のままでよいのか、更に積極的におやりになるお考えがあるのか、こういうことに對してちよつと伺いたい。

○説明員(村田朝郎君) お茶の苗木等につきましては尙省でもいろいろ今研究中でございます。必要があればこれに加えるということにならうかと思ひます。桐等の林業の森林種苗につきましては、前に、昭和十四年の、月日はちよつと失念しましたが、既に林業種苗法というものができておりまして、それでやつておられるわけでありまして、尙その改正等について山林局の方で考へてゐるかどうかはちよつと私ではお伺ひできないのでありますが、とにかく検査並びに取締についての一面の仕事を既に着手しておられるわけでありまして、その點お答えいたしませう。

○竹中七郎君 第十二條の種苗審査委員は甚だ簡單であります、これは中央だけの問題で地方にはないのであります。その待遇、權限内容その他をもう少し具體的に考へて述べて頂きたいと思ひます。

次にこの種苗の委託販賣を受けている者に對しますところにおきまして、登録票があれば誰でもやつてよいのか、或いはこれを販賣する者には販賣證明書というものを與へになつてやられるかということでありまして、この種苗というものは、或いは地方に参りますと、町のお祭りその他、なんと申しますか、人のよく出るところの市といふようなところに持つて出ているのでありますが、これらの取締の方は

どういふふうに相成りますのかこの點を伺いたいと思ひます。

○説明員(村田朝郎君) 委員の待遇並びに權限について申上げますと、待遇は豫算面において決まつておるのは委員手當だけでございます。それからそれに附隨する旅費でありまして、從つてこれは農林大臣が委嘱する形になつております。

權限につきましてはここにございまして通り、この委員會において決定されたものでない農林大臣はこれを登録しない。結局諮問でなく、決裁的な性質を持つことにならうと思ひます。それからこれは中央だけのことを考へておりました、地方におきましては同じ品種をあらちちから登録されたりしますと非常に混亂の因になりますので、これは全部中央で纏めてやるつもりであります。

○竹中七郎君 もう一つ委託の問題ですが……

○説明員(加藤要君) 委託と仰つしやるのは種苗業者の、取締の問題だと思ひますが、これはただ單にこの法律では種苗業者は届出をすればよいのでありまして、誰でも自由に差支ないことにされております。從つてこれに對しては認可とか、免許證を交付するとかといふことは一切ないのであります。これは一面私共種苗業者といふものは非常に大切な種苗を扱うものでありますから、免許制度にするということについても研究はしておるわけでありまして、差當りこれは自由な競争の下に種苗を販賣せしめて、良い種苗が榮えるようなところから、熱心にこの種苗を改良せよといふようにしむけるということ、そついつた考へ

でこの届出制度が考へられておるのであります、これに對して市などでもその都度營業所を變えてやるというやうなものに對してもやはり一應これは届出をさせまして、營業所は不定であるかも知れませんが、さういふ名の下に届出をさせまして、どこそこどういふものが營業を営んでおるといふことを一應つかみまして、これを取締の對象にして参りたいと思ひます。併しこれらの業者は常に販賣する種苗については一應責任をもつた表示をした種苗を賣らなければならぬといふことでこれを縛ると言ひますか、それよりはむしろ需要者がそこに示されておるものについて、その種苗業者が確かであるかどうかといふことを判別して、その種苗を買入判斷の手管にさせるというやうなことで良い種苗を賣るやうにむけて参りたいと思ひます。

○竹中七郎君 只今のお答えに對してちよつと申上げますが、結局非常に消極的な取締というやうな形になるのであります、この問題はなか／＼むづかしいのであります、買入方面がよ／＼見て買入ばよい。登録の商標をやつてあればそれでよいといふふうになります、さういふ連中が相當賣つておるやうな状態にありまして、その賣る本人を取締りませんと、農家なり或いは自家生産した者が非常に迷惑をするものであります、店舗を開いておるものでありますならば、これはさういふに考へなされてもよいが、悪い面もあるもので、その點も考へて御研究なさつたらよいと思ひます。

○島村重次君 向二、三伺いたい。先

程の桑苗の問題、御回答なかつたから……

それから私の縣だけではないと思ひますが、「大麻の栽培禁止の問題」、これは直接の關係はない、G.H.Q.との關係はありますが、これに對する經過なり、今後の見通しを一つ、重要な輸出農産物になる關係がありますので、この席で御意見を伺いたいと思ひます。

それから取締に關係のある盆栽とか、或いは區別のつかないやうな問題、庭木の苗木に對する病虫害と同じ種類のやうなものがあります、これらに關する取締の關係を合せて伺いたい。

○説明員(村田朝郎君) 桑苗について申し上げますと、實はこの法案を作る時に、省内で各局集まつて御相談をいたしたのであります、露絲局の方としては只今のところまだ桑苗についてさういふ取締りをする意思はない。さういふ話でございまして、但し尙よく研究して見るといふことであります、將來或いはこれに追加されるかも知れませんが、目下のところではさういふ御意見であります。

ういふふうに考へております。

それから尙最後の盆栽庭木等の果樹苗に關聯したものの取締り、これは實は農林省の中に病虫害防除という古い明治四十年頃の法律がありまして、病虫害防除のあれをやることになつておるのであります、實は古い法律でありますために、實際は殆ど運用してないといふやうな形になつております。農作物全體に關係するものにつきましては、その病虫害防除法を改正をいたしまして、さうしてこの法案にありまして農林大臣の指定する種苗といふことに限らず、畑にある作物或いは一般の商品に附隨しておる病虫害といふやうな點についても、その防除を徹底できるように改正したいといふことで、目下研究中でございまして。

○寺尾博君 第五條の「種苗の検査の結果必要があると認めるときは、種苗業者に對し、その業務に關し必要な報告を命じ、又は帳簿その他の書類の提出を命ずることが出来る。」といふのであります、これは具體的にはどんな場合を豫想しておるわけですか。

○説明員(加藤要君) これは抜き検査をいたしまして、或いはその種苗の表示が違つておるといふ場合には、それと同じ種苗がどれだけのやうな工合に動いておるかといふことを見定めまして、それ／＼の所に必要な取締をするために、その關係の報告なり、その關係の帳簿の提出を命ずるといふやうに考へております。

のでありますが、これらの取締の方は

むけるということ、そういつた考え

○島村軍次郎 尚二、三伺いたい。先

の作付面積の確定をいたしたいと、こ

なことで種苗業者が非常な厄介な目に

導うというような虞れなきにしもあらずと思ひます。この第五條の適用については、それ程でもないことについて、種苗業者をいじめる結果にならないように、是非御注意が必要だと思ひます。その點についてどういふお考をお持ちされるか、念のため伺ひたいと思ひます。

○説明員(村田二郎君) この法案につきましては、勿論故意にやります者については断然たる處置を取るわけであり、昨日来申上げました通り、誤つてやつてあつたという場合は、これを一應は訂正を命じてやるというふうな方針を取つておりますので、今御注意のありましたような點につきましまして、勿論業者をいじめるというふうな考をもちましては毛頭ありませんで、検査をやりまして、どうしてもその點が必要だというものに限つてやる積りであります。できるだけこの點は慎重に、弊害の起らんようにいたしたいと思ひます。

○寺尾博君 只今の御説明でよく分りましたけれども、中央ではさういふ積りでやるのですが、とにかく今までのこと、約子定規になる。随分業者が迷惑する場合があります。事實なんです。それで只今の特産課長のお言葉に安心して信頼し得るかどうか、その點はどうも御説明を聞いただけでは、私は相當の係員がどんなことをしないとも限らん。又場合によると従来統制の制度の場合においては、見方によつては官廳が權力を濫用したと認むべき弊害のある場合も少なからずあつたわけ、今後かくのごときとも場合によつてはなきにしもあらずと思ひます。

の點は検査所構成の際に地方末端に至るまで相當注意をし、又常にさういふことのなきを期するような指導をやつて頂く必要があると思ひます。そのことを私は希望する次第であります。

尙もう一つ伺ひたいのは、新品種、新系統のできた場合、これが試験場とか或いは公共團體、公の事業によつてできた場合のその新品種、さういふものは信用のある種苗業者等に原種を一部與えて、さうしてそれを繁殖して一般の用に供するといふふうには、公の機關でできたものが一般世間の役に立つといふ筋に持つて行かなければならぬものだと思ひます。この法文を拜見しただけでは、私に頭にはまだその點がどういふふうになるのかはつきりと示されないうちに思ひます。その御説明を願ひたいと思ひます。

○説明員(加藤要君) 只今の事項は、今の特別に試験場でありまうとか、その他の學校でありまうとかいふところの育成、或いはそれによつてその者が申請したしめて登録を受けた場合に、亦個人でありまうしても同様であります。その場合には普通の個人であります。自分が登録したものを育成して賣つて行く以外に、適當な業者に對しまして、或いは適當な者に對しまして許諾を與えまして、多分その時には許諾料などを取るかと思ひますが、それが賣れる種でありまうれば、と許諾を受けてやる者も出て来るかと思ひます。それから試験場でありまうとか、學校とかいふような、公共的な官廳或いは團體であります。別段その許諾料などを取らないでも、自分が多分その種苗をうまく取つてどん／＼賣るであらうと思

われる。例えば生産者團體などにただそれをやらせるということもできるのであります。それで只今の點に對するこの法律の規定は、第十條の一項の一號にござります。これは第十條一項には、この登録を受けた種苗といふものは、登録を受けた者か、或いはその一般承継人であれば、この種苗の名前を使つて賣つてはならないといふことを規定してあります。但し、さういふことで一號に、その登録を受けた種苗業者か、或いは一般の承継人でもよろしいのであります。が、許諾を得て當該登録に係る種苗を販賣する場合に、さういふことが認められてお

作らるゝ。それから只今のお話に關聯した事柄でありますけれども、それは第七條の三項に、試験場などで、その職員がその試験場の事業として、さういふ種苗を育成したことがあつた場合には、その試験場はその職員の承諾を受けて、試験場として登録を受けることができるというふうなことが規定されてあります。その場合には、その試験場として登録を受けた場合には、その育成者は、自分自身では登録を受けられないというふうなことになるのであります。

○門田定藏君 議事進行上簡単に申し上げます。本案の設置は極めて緊急を要する問題でありまして、むしろ我が國の農業發展上遲きに失する感があると思ひます。つきましては、本案の審議について、數日に亘つてすでに論議も盡きたることと思ひます。本案の論議はこれで打ち切られて、満場一致で本案を可決あらんことを取計らう下されることを求めます。

○羽生三七君 意見の終了には異議がありませんが、さつき申上げたやうに、ちよつと徹底を缺いておる點があると思ひますので、附加して申上げます。今第五條の點で寺尾さんの取組が行過ぎになるんじゃないかという御懸念の旨の御發言がありましたが、それは取締が行過ぎては困りますが、私の先程申上げたことは、詰りその年の種が不時の取締をやつた、或いは検査の結果を必要なる方面に處置をしましても、もうその年の種の變更には間に合はないのであります。それはその翌年になるのであります。どうしたつて一週間か十日で、僅かの期間しかないので、種の播付け時において、さういふ不時の検査なり或いは必要な手配といふものが間に合はない。そこで私はその當該年度における當該種苗の結果とさういふものを取組めて、中央に報告になつて来ると、それを参考にして翌年度あたりの検査の資料にできる、さういふ意味でありますから、附加して申上げます。

○説明員(加藤要君) 御尤もであります。只今の種苗の取締は、その年にこれを取締をいたしまして、もうすでに實際分るときには參つてしまつておるというふうなことで、間に合わないことが非常に心配されるのであります。實はこれは我が國の種苗の流通の狀態が、その可なり部分のものがいわゆる振播式でありまして、これは外國には餘らない例だと言われております。これは新しい種苗を使うのは好ましいことではありますけれども、そのために毎年度非常に無理がかりまして、殊に最近のような輸送事情などが悪い、或いは脱税等の資材の

乏しい時代におきましては、非常に困つておるのであります。これは私共の念願をいたしておることでもあります。或るべくその年に採種したものは翌年度に使用するやうな場合に、これを段々と切替えて参りたい。さうしますれば一年の間に十分検査も徹底を、又需要者もそれ／＼よいものを選んで買つことができるというやうな場合に考へておりました。只今仰しやるやうな、その年におきまうところの栽培の結果について、或いは生産者の團體でありますとか、又は縣廳その他の調査を求めるといふことは非常に結構なことでありまして、是非やうたいことだと思ひますが、それと同時に只今のやうなことを考へておりますので申上げます。

○木村三郎君 今同僚から、大變緊要だから直ぐ決するやうにという御意見であります。私はこの案に對しては非常に疑いを持つておるので、從來さういふものに對しては、さうさまでの規定はなかつた。農家のやつておりますのは、從來信用ある種苗さんは、農家は私のですから、よい種を作ればそこへ買ひに行く、よい種を作ればそこへ買ひに行く、保守的です。さうです。それから、いわゆるその人の信用を重んじてやつて来ておる慣習上、政府はさういふやうなものにまで干渉して、こんな法律案を出すというところに私は疑いを持つておる。新憲法實施の今日においては、さういふものにまで政府が干渉するといふことはどうかと思ひます。從來信用を以て立つてお互ひ、民間業者は尙更であります。政府は今まで監督はないかといふと、國營試験場であるとか、縣においては農事

試験場というようなものがありまして、相當に範を示しておる。今日は農業上についても相當の改良もしよう、増産もしようというので、農家自體が自覺しておる。そうでありますから、その縣においてはその縣の試験場へ行つて見學までも農家の青年はやつておる時代であります。政府はわざ／＼こういう法案を拵えて、手数をかけて、二千四百萬圓の金をかけてやるというやうなことは、今日の時代においては時代錯誤だと思ひます。まだ同僚には語りませんが、私個人としては、かかる案を出すことについてはどうかと、こゝろは思つております。私はちつともこんな問題は緊急でも何でも無い、今までさてもやつておらん、政府には政府として、いわゆる模範農場とか、模範試験場を置いて範を示しておる。斯道の熱心家はそこへ見學にも行つております。そうだから、この點は餘程考えなければならぬと思ふ。何でもかんでも法でばかり色々指導するといふやうな形は、今日民主主義國家にとつては餘程考えなければならぬと、こゝろ考へております。意見だけちつと申上げて置きます。

○羽生三七君 只今の木村さんの御意見も、一部分御尤もだと私も考へるのではありませんが、私共はこの案が全體として見て、各議員の御發言も同様であります。消極的に過ぎるくらいに見ております。然るにそれに何故私共が賛成するかと申しますと、全體的な面から見ても不良種苗を防止するといふには非常に役立つのであります。現に私が申し上げましたのは、私が播いた種では一つも發芽しなかつた。これが市販に供されておる。これは私

のみならず、私の部落殆ど全體同一種を買つたものは皆さうであります。それらの事實から見まして、相當悪い品種の防遏には役立つと思ひます。却つてこの細かいことまでいろいろ／＼指圖しないといふやうなことがよいといふことはこれは同感であります。消極的に退るくらゐなこの法案が却つてよいかもしれせん。それはなぜかと云へば、結局當該種苗業者なり、或は農事試験場の種苗なり、結局生産者なりその作付者は長い経験によりまして、段々どつちがよいといふことをみずから選んでゐるのでありますから、まあこの程度のもので運用よろしきを得たならば、少くとも弊害の一部分だけは是正するのじやないか、私共はこゝろに考へております。

○門田定藏君 私も羽生委員と略々同感であります。大體本案はさつき申しましたように、時期を逸しておるという點は、私は苦い経験を持つております。嘗て果樹園を栽培しておつて、これ／＼の林檎苗が欲しいと農事試験場に注文したけれどもこの試験場にもない。商人の手を経て林檎の苗を五年も六年もした結果運つた品種のものを送つてくれる。これらは五年も六年も経つては、果樹園の方はどうしても仕方がない。それからもう一つは、おきての紫雲英の種を注文すると、五月花が咲くやうな小さい種を送つてくれる。こゝろに非常に被害を受けることが多い。この本法案は不良種苗を防ぎ、さうして農家の利益を圖るといふことについては私はむしろ遅きに失すると思ひます。これはさつきも御意見がありました通り、餘り小さいところに立入つて從來穩健實

な種苗業者の仕事まで干渉して、これが普及を妨げるやうなことはどうかと思ふ。一つ十分御考慮をお願いして、速かに私は御決定あらんことを願うものであります。

○説明員村田朝郎君 木村先生からの御意見がございましたので、尙重ねて申上げる譯であります。實は我々としまして、よい種屋といふものは結局信用によつて繁昌して行くといふことについては勿論同意見でございます。ただ先程から各方面で申されまゝする通り、現在の種屋自體が全部さういふ信用の置ける種屋だけでないといふ所に、この法案を作らなくちやならない現状があるのでございます。尙本當のよい種屋におきましては現状においてもちやんとその自分の詰めた袋には品種名或いは自分の責任のある店の名前等を書いて賣つておるやうな次第であります。ここに特に法案に擧げましたことをすでにも自發的にやつておる業者もある譯でございます。従いましてこのために非常によい業者を面倒な思ひをさせるというのではないかと存じております。尙各方面から御注意のありました通り、この細かい問題を業者が強いことによつて弊害を起すといふやうなことは嚴に運用において慎んで参りたいと存じております。

○岡村文四郎君 私は昨日物足らんと申すことを申し上げて置きましたが、實は木村さんから御意見が出ましたし、外にもさういふ氣分の方も多々あるやうであります。實は種苗の販賣業者を悪く言ふ譯ではありませんが、種苗の販賣業者は實に相手の悪いものはない。そこで私の方でも随分長いこ

と苦んで方針がつかなくて、本年から大々的に自分で種苗の生産をやることになつておる。それは苦い経験をなめたあげくであります。昨今玉葱の種が非常に不足で困つておる。そこで葱の種を炒つて發芽をしないやうにして賣つております。さうすると七割八割というものは發芽せん葱の種が入つておる。普通そんなことを平氣でやる種屋が非常に多い。非常によい種屋もありますが、その代りに非常に悪い相手がありますから、こゝろに譯で昨日物足らんと申すことを申し上げて置きました。しかしやはり揺りがないと工合が悪いから一應これでも早く決めた方がよい。かゝるに考へております。

〔賛成〕進行と呼ぶ者あり
○委員長(橋見義男君) 外に御發言ございませんでしやうか。大體外に御發言がないやうでありますから、これで質疑を終了したいと思ひますが、御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(橋見義男君) それでは御異議がないやうでありますから……ちよつと速記を止めて下さい。

〔速記中止〕
○委員長(橋見義男君) 速記を始め、それでは大體質疑を終了いたしましたようでございますから、本日はこれで散會いたします。次會は明後二十五日午後一時から開きたいと思ひます。本日はこれにて散會いたします。
午後二時四十一分散會
出席者は左の通り。

委員長 橋見 義男君
理事 木下 源吾君
委員 太田 敏兄君

政府委員
農林政務次官 井上 良次君
説明員
農林事務官 村田 朝郎君
農林技官 加藤 要君

農林事務官 (特産課長)
村田 朝郎君
農林技官 加藤 要君

門田 定藏君
田中 利勝君
羽生 三七君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
木村三三郎君
竹中 七郎君
石川 準吉君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君